

4月7日(日)は 奈良県知事選挙・奈良県議会議員選挙 です

みんなそろって投票しましょう!



◆今回投票できる人

年齢要件 平成13年4月8日以前に生まれた人

住所要件 平成30年12月28日以前に住民票が作成された人または転入届をした人で、引き続き住民基本台帳に記録され、かつ居住している人

※平成30年12月21日～平成30年12月28日に転入届をされた人は、5ページに記載した期日前投票について、3月28日(木)からの投票となりますのでご注意ください。

※本市の選挙人名簿に登録されている人で、平成30年12月29日以降に県内の他市町村に住所を移された人は本市で投票する資格があります。逆に、県内他市町村の選挙人名簿に登録されている人で、平成30年12月29日以降に本市に住所を移された人は、前住所地で投票を行うことになります。ただし、県外に転出された人は投票できません。また、投票の際には最寄りの市民課(住民課)が発行する居住証明書類を持参いただくか、県内に引き続き住所を有している旨を投票管理者にお申し出ください。詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

【市内転居された人へ】

平成31年3月14日以降に市内転居された人は、旧住所の投票所で投票していただくこととなりますので、ご注意ください。

◆不在者投票

病院や老人ホームに入院・入所や他市町村に滞在中など、一定の事由により選挙期日に投票所へ行けない人は、選挙期日前に滞在地の選挙管理委員会、入院・入所中の病院や老人ホーム(指定病院等に限る)などで事前に投票することができます。

また、投票日当日までに18歳になる人が、期日前投票を行おうとする日にまだ17歳であるときは、期日前投票ではなく不在者投票になります。

◆郵便等による不在者投票

身体に重度の障害のある人など(法律の定めに従う人)は郵便で投票できます。選挙期日の4日前までに「郵便等投票証明書」を提示して所定の請求書により投票用紙等の請求を行います。

この制度を利用される場合は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要がありますので、交付手続きなど詳細についてお早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

◆代理投票

体が不自由など、自分で字が書けない人のために「代理投票」という制度があります。これは、投票所で投票管理者に申し出れば、法律で定められた者(投票所の係員)が代筆するというものです。「誰に投票したか」を他言することは法律で禁止されていますので、安心してお申し出ください。

◆点字投票

目の不自由な人で、点字で投票される場合は、投票所で投票管理者にお申し出ください。

◆開票

奈良県知事選挙・奈良県議会議員選挙の開票は、4月7日21時から大和郡山市立体育館(三の丸会館)で行います。

◆選挙公報

奈良県知事選挙・奈良県議会議員選挙の公報がそれぞれ発行され、選挙期日の前日までに配布されます。また、各公民館等にも備え置きます。

◆投票所入場整理券

投票所入場整理券は、世帯単位で封書にて郵送します。投票所へは投票所入場整理券を必ずお持ちください。投票所入場整理券を紛失された場合や未着の場合でも当該選挙人名簿に登録され資格を有すれば投票できますので、その旨を投票所でお申し出ください。

一方、投票所入場整理券が届いても、当日資格のない人や本人以外の方は投票できません。

※入場整理券は県議会議員選挙の告示日(3月29日(金))以後に郵送します。

※投票日4月7日(日)は、お城まつり市民パレードが開催されます。時間により交通規制が行われるところがありますので、ご注意ください。

問合せ＝市選挙管理委員会(内線461・462)